

委員会提出議案第1号

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月17日 提出

阪神水道企業団議会

議会運営委員会委員長 しらくに高太郎

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
<p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2から9まで 省略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11から13まで 省略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2から4まで 省略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="213 1993 788 2038"><tr><td>省略</td><td>省略</td><td>省略</td></tr></table>	省略	省略	省略	<p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2から9まで 省略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11から13まで 省略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2から4まで 省略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="852 1993 1426 2038"><tr><td>省略</td><td>省略</td><td>省略</td></tr></table>	省略	省略	省略
省略	省略	省略					
省略	省略	省略					

第38条 第1項 第1号	又は第 12条第 1項及 び第2 項の規 定に違 反して 利用さ れてい るとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
省略	省略	省略

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）  
第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)から(9)まで 省略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給

第38条 第1項 第1号	又は第 12条第 1項及 び第2 項の規 定に違 反して 利用さ れてい るとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
省略	省略	省略

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）  
第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)から(9)まで 省略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給

<p>与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イからキまで 省略</p> <p>(2)及び(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 省略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」と</p>	<p>与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イからキまで 省略</p> <p>(2)及び(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下<u>この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 省略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第48</u></p>
--	--

<p>いう。)をすることができる。</p> <p>3 省略 (訂正請求の手続)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>1</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 省略 (利用停止請求の手続)</p> <p>第39条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら</p>	<p><u>条において「訂正請求」という。</u>)をすることができる。</p> <p>3 省略 (訂正請求の手続)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下<u>この章において「訂正請求者」という。</u>)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>1</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下<u>この章において「利用停止」という。</u>)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下<u>この章及び第48条において「利用停止請求」という。</u>)をすることができる。</p> <p>3 省略 (利用停止請求の手続)</p> <p>第39条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下<u>この章において「利用停止請求者」という。</u>)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら</p>
---	--

<p>記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u> (第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定に資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u> (第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> <li>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li> <li>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</li> <li>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</li> </ol>	

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の規定の整備と併せて改正を行おうとするものである。